

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新		
<p>第15条 料金</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 料金は、基本料金、従量料金（附則1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を含みます。）<u>および附則2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額</u>および附則2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）</p> <p>(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(3)～(8) (省略)</p>	<p>第15条 料金</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 料金は、基本料金、従量料金（附則1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を含みます。）および附則2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(3)～(8) (省略)</p>		
<p>附則1 燃料費調整</p> <p><u>追加</u></p> <p><u>追加</u></p>	<p>附則1 燃料費調整</p> <p><u>(1) 燃料費調整額</u> 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p><u>(2) 燃料費調整単価</u> 燃料費調整単価は、供給区域ごとに次の値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p><u>イ 北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社および四国電力送配電株式会社の供給区域</u></p> <p><u>(3)イ(ハ)の燃料価格調整単価および(6)イの市場価格調整単価の合計といたします。</u></p> <p><u>ロ イ以外の供給区域</u></p> <p><u>(3)イ(ハ)の燃料価格調整単価、(6)イの市場価格調整単価および供給区域ごとに次に定める単価の合計といたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1302 2078 1350"> <tr> <td data-bbox="1133 1302 1554 1350"><u>供給区域</u></td> <td data-bbox="1556 1302 2078 1350"><u>加算する単価</u></td> </tr> </table>	<u>供給区域</u>	<u>加算する単価</u>
<u>供給区域</u>	<u>加算する単価</u>		

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

	<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価</u> <u>および(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u>		
	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価</u>		
	<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>(5)イの卸市場価格調整単価</u>		
	<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>(4)イ(ハ)の加重平均市場価格調整単価</u> <u>および(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u>		
	<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>(7)イ(ニ)の離島ユニバーサルサービス調整単価</u>		
<u>追加</u>	<u>(3) 燃料価格調整項</u>			
<u>(1) 燃料費調整額の算定</u>	<u>イ 燃料価格調整単価の算定</u>			
(イ) 平均燃料価格	(イ) 平均燃料価格			
原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。	原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。			
平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ	平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ			
A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格	A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格			
B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格	B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格			
C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格	C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格			
α, β, γは、供給区域ごとに次のとおりといたします。	α, β, γは、供給区域ごとに次のとおりといたします。			
供給区域	α	β	γ	
東北電力ネットワーク株式会社	<u>0.1152</u>	<u>0.2714</u>	<u>0.7386</u>	
東京電力パワーグリッド株式会社	<u>0.1970</u>	<u>0.4435</u>	<u>0.2512</u>	
中部電力パワーグリッド株式会社	<u>0.0275</u>	<u>0.4792</u>	<u>0.4275</u>	
供給区域	α	β	γ	
東北電力ネットワーク株式会社	<u>0.0247</u>	<u>0.2573</u>	<u>0.8912</u>	
東京電力パワーグリッド株式会社	<u>0.0033</u>	<u>0.4001</u>	<u>0.6241</u>	
中部電力パワーグリッド株式会社	<u>0.0000</u>	<u>0.4381</u>	<u>0.5545</u>	

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

北陸電力送配電株式会社	0.2303	0.0000	1.1441
関西電力送配電株式会社	0.0140	0.3486	0.7227
中国電力ネットワーク株式会社	0.1543	0.1322	0.9761
四国電力送配電株式会社	0.2104	0.0541	1.0588
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

追加

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

北陸電力送配電株式会社	0.0380	0.0702	1.2641
関西電力送配電株式会社	0.0140	0.3483	0.7227
中国電力ネットワーク株式会社	0.0406	0.0982	1.2015
四国電力送配電株式会社	0.0845	0.0699	1.1962
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、供給区域ごとに次のとおりといたします。

<u>供給区域</u>	<u>基準燃料価格</u>
<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>85,400円</u>
<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>64,900円</u>
<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>42,000円</u>
<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<u>79,300円</u>
<u>関西電力送配電株式会社</u>	<u>27,100円</u>
<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>75,400円</u>
<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>80,300円</u>
<u>九州電力送配電株式会社</u>	<u>27,400円</u>

(ハ) 燃料価格調整単価

燃料価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域については、端数処理を行いません。

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - \text{(2)の基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} + \text{(3)の市場価格調整単価}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等

$$\text{燃料価格調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(ニ) 燃料価格調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料価格調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料価格調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等																																																																			
<p>(ニ) 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>ニ 基準燃料価格および基準単価</p> <p>基準燃料価格および基準単価は、供給区域ごとに次のとおりといたします。なお、基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の1キロワット時に対する値といたします。</p>		<p>削除</p> <p>ロ 基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p>																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供給区域</th> <th rowspan="2">基準燃料価格</th> <th colspan="2">基準単価</th> </tr> <tr> <th>特別高圧</th> <th>高圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>31,400円</td> <td>20銭6厘</td> <td>21銭3厘</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>44,200円</td> <td>22銭1厘</td> <td>22銭4厘</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td>45,900円</td> <td>22銭0厘</td> <td>22銭3厘</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>21,900円</td> <td>15銭0厘</td> <td>15銭2厘</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電株式会社</td> <td>27,100円</td> <td>15銭6厘</td> <td>15銭8厘</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>26,000円</td> <td>22銭7厘</td> <td>23銭4厘</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電株式会社</td> <td>26,000円</td> <td>18銭3厘</td> <td>18銭8厘</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>27,400円</td> <td>12銭8厘</td> <td>13銭0厘</td> </tr> </tbody> </table>		供給区域	基準燃料価格	基準単価		特別高圧	高圧	東北電力ネットワーク株式会社	31,400円	20銭6厘	21銭3厘	東京電力パワーグリッド株式会社	44,200円	22銭1厘	22銭4厘	中部電力パワーグリッド株式会社	45,900円	22銭0厘	22銭3厘	北陸電力送配電株式会社	21,900円	15銭0厘	15銭2厘	関西電力送配電株式会社	27,100円	15銭6厘	15銭8厘	中国電力ネットワーク株式会社	26,000円	22銭7厘	23銭4厘	四国電力送配電株式会社	26,000円	18銭3厘	18銭8厘	九州電力送配電株式会社	27,400円	12銭8厘	13銭0厘	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供給区域</th> <th colspan="2">基準単価</th> </tr> <tr> <th>特別高圧</th> <th>高圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北電力ネットワーク株式会社</td> <td>20銭6厘</td> <td>21銭3厘</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> <td>14銭5厘</td> <td>15銭0厘</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td>19銭3厘</td> <td>19銭6厘</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電株式会社</td> <td>17銭4厘</td> <td>17銭7厘</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電株式会社</td> <td>15銭6厘</td> <td>15銭8厘</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク株式会社</td> <td>20銭0厘</td> <td>20銭5厘</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電株式会社</td> <td>15銭0厘</td> <td>15銭4厘</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>12銭8厘</td> <td>13銭0厘</td> </tr> </tbody> </table>		供給区域	基準単価		特別高圧	高圧	東北電力ネットワーク株式会社	20銭6厘	21銭3厘	東京電力パワーグリッド株式会社	14銭5厘	15銭0厘	中部電力パワーグリッド株式会社	19銭3厘	19銭6厘	北陸電力送配電株式会社	17銭4厘	17銭7厘	関西電力送配電株式会社	15銭6厘	15銭8厘	中国電力ネットワーク株式会社	20銭0厘	20銭5厘	四国電力送配電株式会社	15銭0厘	15銭4厘	九州電力送配電株式会社	12銭8厘	13銭0厘
供給区域	基準燃料価格			基準単価																																																																		
		特別高圧	高圧																																																																			
東北電力ネットワーク株式会社	31,400円	20銭6厘	21銭3厘																																																																			
東京電力パワーグリッド株式会社	44,200円	22銭1厘	22銭4厘																																																																			
中部電力パワーグリッド株式会社	45,900円	22銭0厘	22銭3厘																																																																			
北陸電力送配電株式会社	21,900円	15銭0厘	15銭2厘																																																																			
関西電力送配電株式会社	27,100円	15銭6厘	15銭8厘																																																																			
中国電力ネットワーク株式会社	26,000円	22銭7厘	23銭4厘																																																																			
四国電力送配電株式会社	26,000円	18銭3厘	18銭8厘																																																																			
九州電力送配電株式会社	27,400円	12銭8厘	13銭0厘																																																																			
供給区域	基準単価																																																																					
	特別高圧	高圧																																																																				
東北電力ネットワーク株式会社	20銭6厘	21銭3厘																																																																				
東京電力パワーグリッド株式会社	14銭5厘	15銭0厘																																																																				
中部電力パワーグリッド株式会社	19銭3厘	19銭6厘																																																																				
北陸電力送配電株式会社	17銭4厘	17銭7厘																																																																				
関西電力送配電株式会社	15銭6厘	15銭8厘																																																																				
中国電力ネットワーク株式会社	20銭0厘	20銭5厘																																																																				
四国電力送配電株式会社	15銭0厘	15銭4厘																																																																				
九州電力送配電株式会社	12銭8厘	13銭0厘																																																																				
<p>追加</p>		<p>(4) 加重平均市場価格調整項</p> <p>イ 加重平均市場価格調整単価の算定</p> <p>(i) 加重平均市場価格</p> <p>1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、加重平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>																																																																				

	<p><u>加重平均市場価格</u> = $D \times \delta + E \times \varepsilon$</p> <p><u>D</u> = 各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p><u>E</u> = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格</p> <p><u>δ, ε</u> は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1133 478 2078 667"> <thead> <tr> <th><u>供給区域</u></th> <th><u>δ</u></th> <th><u>ε</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東北電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>0.5332</u></td> <td><u>0.4668</u></td> </tr> <tr> <td><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></td> <td><u>0.6566</u></td> <td><u>0.3434</u></td> </tr> <tr> <td><u>中国電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>0.1316</u></td> <td><u>0.8684</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p><u>(ロ) 基準市場価格</u></p> <p>1 キロワット時当たりの基準市場価格は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1133 903 2078 1091"> <thead> <tr> <th><u>供給区域</u></th> <th><u>基準市場価格</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東北電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>21 円 39 銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u></td> <td><u>17 円 44 銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>中国電力ネットワーク株式会社</u></td> <td><u>20 円 81 銭</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(ハ) 加重平均市場価格調整単価</u></p> <p>加重平均市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、加重平均価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域については、端数処理を行いません。</p>	<u>供給区域</u>	<u>δ</u>	<u>ε</u>	<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>0.5332</u>	<u>0.4668</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>0.6566</u>	<u>0.3434</u>	<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>0.1316</u>	<u>0.8684</u>	<u>供給区域</u>	<u>基準市場価格</u>	<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>21 円 39 銭</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>17 円 44 銭</u>	<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>20 円 81 銭</u>
<u>供給区域</u>	<u>δ</u>	<u>ε</u>																			
<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>0.5332</u>	<u>0.4668</u>																			
<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>0.6566</u>	<u>0.3434</u>																			
<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>0.1316</u>	<u>0.8684</u>																			
<u>供給区域</u>	<u>基準市場価格</u>																				
<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>21 円 39 銭</u>																				
<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>17 円 44 銭</u>																				
<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>20 円 81 銭</u>																				

	<p>加重平均市場価格調整単価 = $(\text{加重平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \frac{\text{ロの調整係数}}{1,000}$</p> <p>(ニ) 加重平均市場価格調整単価の適用</p> <p>各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された加重平均市場価格調整単価は、その加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</p> <p>a 東北電力パワーグリッド株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域</p> <p>(2)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。</p> <p>b 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域</p> <table border="1" data-bbox="1133 663 2078 1375"> <thead> <tr> <th>加重平均市場価格算定期間</th> <th>加重平均市場価格調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月21日から4月20日までの期間</td> <td>その年の6月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年2月21日から5月20日までの期間</td> <td>その年の7月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年3月21日から6月20日までの期間</td> <td>その年の8月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年4月21日から7月20日までの期間</td> <td>その年の9月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年5月21日から8月20日までの期間</td> <td>その年の10月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年6月21日から9月20日までの期間</td> <td>その年の11月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年7月21日から10月20日までの期間</td> <td>その年の12月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年8月21日から11月20日までの期間</td> <td>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年9月21日から12月20日までの期間</td> <td>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年10月21日から翌年の1月20日までの期間</td> <td>翌年の3月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	加重平均市場価格算定期間	加重平均市場価格調整単価適用期間	毎年1月21日から4月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等	毎年2月21日から5月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等	毎年3月21日から6月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等	毎年4月21日から7月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等	毎年5月21日から8月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等	毎年6月21日から9月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等	毎年7月21日から10月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等	毎年8月21日から11月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等	毎年9月21日から12月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等	毎年10月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
加重平均市場価格算定期間	加重平均市場価格調整単価適用期間																						
毎年1月21日から4月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等																						
毎年2月21日から5月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等																						
毎年3月21日から6月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等																						
毎年4月21日から7月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等																						
毎年5月21日から8月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等																						
毎年6月21日から9月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等																						
毎年7月21日から10月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等																						
毎年8月21日から11月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等																						
毎年9月21日から12月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等																						
毎年10月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等																						

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

	<u>毎年11月21日から翌年の2月20日までの期間</u>	<u>翌年の4月分の料金に係る計量期間等</u>	
	<u>毎年12月21日から翌年の3月20日までの期間</u>	<u>翌年の5月分の料金に係る計量期間等</u>	
<u>追加</u>	<u>ロ 調整係数</u>		
	<u>調整係数は、供給区域ごとに次のとおりといたします。</u>		
	<u>供給区域</u>	<u>調整係数</u>	
		<u>特別高圧</u>	<u>高圧</u>
	<u>東北電力ネットワーク株式会社</u>	<u>0.142</u>	<u>0.146</u>
<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>0.328</u>	<u>0.337</u>	
<u>中国電力ネットワーク株式会社</u>	<u>0.158</u>	<u>0.162</u>	
<u>追加</u>	<u>(5) 卸市場価格調整項</u>		
	<u>卸市場価格調整単価の算定方法は、中部電力パワーグリッド株式会社の電気最終保障供給約款における卸市場単価の定めに準ずるものといたします。</u>		
	<u>イ 卸市場価格調整単価</u>		
	<u>卸市場価格調整単価は、中部電力パワーグリッド株式会社が毎月公表する卸市場単価といたします。</u>		
<u>ロ 卸市場価格調整単価の適用</u>			
<u>各平均燃料価格算定期間における平均卸市場価格にもとづき、中部電力パワーグリッド株式会社により算定された卸市場単価は、卸市場価格調整単価として、(2)イ(ニ)に定める各平均燃料価格算定期間に対応する平均燃料価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</u>			
<u>(6) 市場価格調整項</u>			
<u>市場価格調整単価の算定方法は、当該一般送配電事業者の電気最終保障供給約款における市場価格調整の定めに準ずるものとし、次のとおりといたします。ただし、中国電力ネ</u>			

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

(3) 市場価格調整単価

イ 市場価格調整単価は、当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款にもとづき毎月公表する市場価格調整単価とし、次のとおりといたします。

(イ)～(ハ) (省略)

追加

当該一般送配電事業者により各平均市場価格算定期間の平均市場価格にもとづき算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間および適用する市場価格調整単価の季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 計量日が1日のお客さま

<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>市場価格調整単価適用期間</u>	<u>適用する季節区分</u>
<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>その年の3月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u>	<u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u>	<u>その年の5月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年4月21日から5月20日までの期間</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年5月21日から6月20日までの期間</u>	<u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>夏季</u>

ネットワーク株式会社の供給区域においては電気最終保障供給約款におけるスポット市場価格調整の定めに準ずるものといたします。

イ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、当該一般送配電事業者が毎月公表する市場価格調整単価（中国電力ネットワーク株式会社の供給区域においては「スポット市場価格調整単価」をいいます。以下同じ。）とし、次のとおりといたします。

(イ)～(ハ) (省略)

ロ 平均市場価格調整単価の適用

当該一般送配電事業者により各平均市場価格算定期間の平均市場価格にもとづき算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間および適用する市場価格調整単価の季節区分は、計量日ごとに次のとおりといたします。

削除

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

<u>毎年6月21日から7月20日までの期間</u>	<u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>夏季</u>	
<u>毎年7月21日から8月20日までの期間</u>	<u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>夏季</u>	
<u>毎年8月21日から9月20日までの期間</u>	<u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
<u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u>	<u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
<u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u>	<u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
<u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u>	<u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
<u>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</u>	<u>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
(iv) 計量日が1日以外のお客さま			削除
<u>平均市場価格算定期間</u>	<u>市場価格調整単価適用期間</u>	<u>適用する季節区分</u>	
<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
<u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u>	<u>その年の5月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
<u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>	
<u>毎年4月21日から5月20日までの期間</u>	<u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>夏季</u>	
<u>毎年5月21日から6月20日までの期間</u>	<u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>夏季</u>	
<u>毎年6月21日から7月20日までの期間</u>	<u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>夏季</u>	

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

<u>毎年7月21日から8月20日までの期間</u>	<u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年8月21日から9月20日までの期間</u>	<u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u>	<u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u>	<u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u>	<u>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間</u>	<u>翌年の3月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>

追加

<u>平均市場価格算定期間</u>		<u>市場価格調整単価 適用期間</u>	<u>適用する 季節区分</u>
<u>計量日が1日 のお客さま</u>	<u>計量日が1日以上 のお客さま</u>		
<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>前年の12月21日からその年の1月20日までの期間</u>	<u>その年の3月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u>	<u>毎年1月21日から2月20日までの期間</u>	<u>その年の4月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u>	<u>毎年2月21日から3月20日までの期間</u>	<u>その年の5月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年4月21日から5月20日までの期間</u>	<u>毎年3月21日から4月20日までの期間</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>その他季</u>
<u>毎年5月21日から6月20日までの期間</u>	<u>毎年4月21日から5月20日までの期間</u>	<u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>夏季</u>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

	<p><u>毎年6月21日から7月20日までの期間</u></p>	<p><u>毎年5月21日から6月20日までの期間</u></p>	<p><u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u></p>	<p><u>夏季</u></p>
	<p><u>毎年7月21日から8月20日までの期間</u></p>	<p><u>毎年6月21日から7月20日までの期間</u></p>	<p><u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u></p>	<p><u>夏季</u></p>
	<p><u>毎年8月21日から9月20日までの期間</u></p>	<p><u>毎年7月21日から8月20日までの期間</u></p>	<p><u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u></p>	<p><u>その他季</u></p>
	<p><u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u></p>	<p><u>毎年8月21日から9月20日までの期間</u></p>	<p><u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u></p>	<p><u>その他季</u></p>
	<p><u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u></p>	<p><u>毎年9月21日から10月20日までの期間</u></p>	<p><u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u></p>	<p><u>その他季</u></p>
	<p><u>毎年11月21日から12月20日までの期間</u></p>	<p><u>毎年10月21日から11月20日までの期間</u></p>	<p><u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u></p>	<p><u>その他季</u></p>
<p><u>(4) 燃料費調整単価の揭示</u> 当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格、(1)ロにより算定された燃料費調整単価および(3)の市場価格調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。</p> <p><u>2 離島ユニバーサルサービス調整</u> (1) <u>離島ユニバーサルサービス調整額</u>の算定 イ <u>離島平均燃料価格</u> 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p>				<p><u>その他季</u></p>
<p><u>削除</u></p> <p><u>(7) 離島ユニバーサルサービス調整項</u> イ <u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u>の算定 (4) <u>離島平均燃料価格</u> 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p>				

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
 B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
 C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
 α , β , γ は、供給区域ごとに次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
東北電力ネットワーク株式会社	—	—	—
東京電力パワーグリッド株式会社	—	—	—
中部電力パワーグリッド株式会社	—	—	—
北陸電力送配電株式会社	—	—	—
関西電力送配電株式会社	—	—	—
中国電力ネットワーク株式会社	—	—	—
四国電力送配電株式会社	—	—	—
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

追加

追加

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
 B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
 C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
 α , β , γ は、供給区域ごとに次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
東北電力ネットワーク株式会社	<u>1.0000</u>	<u>0.0000</u>	<u>0.0000</u>
中国電力ネットワーク株式会社	<u>1.0000</u>	<u>0.0000</u>	<u>0.0000</u>
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、供給区域ごとに次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
東北電力ネットワーク株式会社	<u>79,300円</u>
中国電力ネットワーク株式会社	<u>79,300円</u>
九州電力送配電株式会社	<u>79,300円</u>

(ハ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、供給区域ごとに次のとおりといたします。

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

	供給区域	離島調整上限燃料価格
	東北電力ネットワーク株式会社	119,000 円
	中国電力ネットワーク株式会社	119,000 円
	九州電力送配電株式会社	119,000 円
<p><u>ロ</u> 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p><u>(イ)</u> 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が<u>離島上限価格</u>を下回る場合</p> $\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = \left(\text{離島平均燃料価格} - (2) \text{の離島基準燃料価格} \right) \\ & \quad \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$ <p><u>(ロ)</u> 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が<u>離島上限価格</u>を上回る場合</p> $\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = \left((2) \text{の離島上限価格} - (2) \text{の離島基準燃料価格} \right) \\ & \quad \times \frac{(2) \text{の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$ <p><u>ハ</u> 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する<u>次の</u>離島ユニバーサル</p>	<p><u>(ニ)</u> 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p><u>a</u> 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が<u>離島調整上限燃料価格</u>を下回る場合</p> $\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = \left(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格} \right) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$ <p><u>b</u> 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が<u>離島調整上限燃料価格</u>を上回る場合</p> $\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = \left(\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格} \right) \\ & \quad \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$ <p><u>(ホ)</u> 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサー</p>	

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

<p>サービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、<u>次のとおりといたします。</u></p>	<p>サービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、<u>(2)イ(ニ)に定める平均燃料価格算定期間および燃料価格調整単価適用期間に準じます。</u></p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 343 616 430">離島平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="616 343 1097 430">離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 430 616 478">毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td data-bbox="616 430 1097 478">その年の6月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 478 616 526">毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td data-bbox="616 478 1097 526">その年の7月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 526 616 574">毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td data-bbox="616 526 1097 574">その年の8月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 574 616 622">毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td data-bbox="616 574 1097 622">その年の9月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 622 616 670">毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td data-bbox="616 622 1097 670">その年の10月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 670 616 718">毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td data-bbox="616 670 1097 718">その年の11月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 718 616 766">毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td data-bbox="616 718 1097 766">その年の12月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 766 616 861">毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td data-bbox="616 766 1097 861">翌年の1月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 861 616 957">毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td data-bbox="616 861 1097 957">翌年の2月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 957 616 1053">毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td data-bbox="616 957 1097 1053">翌年の3月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1053 616 1149">毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td data-bbox="616 1053 1097 1149">翌年の4月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1149 616 1284">毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td data-bbox="616 1149 1097 1284">翌年の5月分の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間等	<p><u>削除</u></p>
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																										
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等																										
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等																										
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等																										
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等																										
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等																										
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等																										
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等																										
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等																										
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等																										
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等																										
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等																										
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間等																										
<p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整額 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離</p>	<p><u>削除</u></p>																										

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準燃料価格、離島上限価格および離島基準単価

離島基準燃料価格、離島上限価格および離島基準単価は、供給区域ごとに次のとおりといたします。なお、離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の1キロワット時に対する値といたします。

供給区域	離島 基準燃料価格	離島 上限価格	離島 基準単価
東北電力ネットワーク株式会社	—	—	—
<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	—	—	—
<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>	—	—	—
<u>北陸電力送配電株式会社</u>	—	—	—
<u>関西電力送配電株式会社</u>	—	—	—
中国電力ネットワーク株式会社	—	—	—
<u>四国電力送配電株式会社</u>	—	—	—
九州電力送配電株式会社	<u>52,500円</u>	<u>78,800円</u>	3厘

追加

ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、供給区域ごとに次のとおりといたします。

供給区域	離島基準単価
東北電力ネットワーク株式会社	<u>1厘</u>
中国電力ネットワーク株式会社	<u>1厘</u>
九州電力送配電株式会社	3厘

(8) 燃料費調整単価の揭示

当社は、(3)イ(i)によって算定された平均燃料価格、(3)イ(h)によって算定された燃料価格調整単価、(4)イ(i)によって算定された加重平均市場価格、(4)イ(h)によって算定された加重平均市場価格調整単価、(5)イによって算定された卸市場価格調整単価、(6)イによって算定された市場価格調整単価、(7)イ(i)によって算定された離島平均燃料価格、(6)イ(ii)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価および(7)によって算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社ホームページに掲示いたします。

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

<p><u>追加</u></p>	<p><u>附則7 本約款の実施にともなう切替措置</u> <u>令和5年3月31日以前から供給が継続しており、かつ計量日が1日以外のお客さまの本約款の実施期日を含む計量期間等に係る料金については、変更後の本約款（令和5年4月1日実施）にかかわらず、変更前の本約款（令和5年1月1日実施）によるものいたします。</u></p>
------------------	---

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

<その他の主な変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新
<p>第3条 定義</p> <p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p><u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> (以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。) 第36条第1項に定める賦課金をいい、附則2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定めるところによります。</p> <p>(10) (省略)</p> <p><u>追加</u></p> <p><u>(11) (省略)</u></p> <p><u>追加</u></p>	<p>第3条 定義</p> <p>次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p><u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> (以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。) 第36条第1項に定める賦課金をいい、附則2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定めるところによります。</p> <p>(10) (省略)</p> <p><u>(11) スポット市場価格</u></p> <p><u>一般社団法人日本卸電力取引所 (以下「卸電力取引所」といいます。) の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が当該一般送配電事業者の供給区域のものとして公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、当該一般送配電事業者が決定した値といたします。</u></p> <p><u>(12) (省略)</u></p> <p><u>(13) 加重平均市場価格算定期間</u></p> <p><u>スポット市場価格にもとづき加重平均市場価格を算定する場合の期間とし、供給区域ごとに次のとおりといたします。</u></p> <p><u>イ 東北電力ネットワーク株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域</u></p> <p><u>毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8</u></p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

<p><u>追加</u></p> <p><u>(12)~(18)</u> (省略)</p>	<p><u>月1日から10月31日までの期間, 9月1日から11月30日までの期間, 10月1日から12月31日までの期間, 11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は, 翌年の2月29日までの期間といたします。)</u>をいいます。</p> <p><u>ロ 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域</u></p> <p><u>毎年1月21日から4月20日までの期間, 2月21日から5月20日までの期間, 3月21日から6月20日までの期間, 4月21日から7月20日までの期間, 5月21日から8月20日までの期間, 6月21日から9月20日までの期間, 7月21日から10月20日までの期間, 8月21日から11月20日までの期間, 9月21日から12月20日までの期間, 10月21日から翌年の1月20日までの期間, 11月21日から翌年の2月20日までの期間または12月21日から翌年の3月20日までの期間をいいます。</u></p> <p><u>(14) 平均市場価格算定期間</u></p> <p><u>卸電力取引所が公表する翌日取引(卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。)に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし, 毎年1月21日から2月20日までの期間, 2月21日から3月20日までの期間, 3月21日から4月20日までの期間, 4月21日から5月20日までの期間, 5月21日から6月20日までの期間, 6月21日から7月20日までの期間, 7月21日から8月20日までの期間, 8月21日から9月20日までの期間, 9月21日から10月20日までの期間, 10月21日から11月20日までの期間, 11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。</u></p> <p><u>(15)~(21) (省略)</u></p> <p><u>(22) 電気最終保障供給約款</u></p> <p><u>電気最終保障供給契約の内容を規定する当該一般送配電事業者の約款で, 電気事業法第20条第1項にもとづき, 当該一般送配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいいます。</u></p>
---	---

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

<p><u>(19)~(28)</u> (省略)</p>	<p><u>(23)~(32)</u> (省略)</p>
<p>第37条 損害賠償の免責</p> <p>(1) <u>当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、当社の故意重過失による場合を除き、お客さまの受けた損害につき、賠償の責めを負いません。</u></p> <p>(2)~(3) (省略)</p> <p>(4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。<u>ただし、当社の故意または過失による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(6) <u>当社は、当該一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、賠償の責めを負いません。</u></p>	<p>第37条 損害賠償の免責</p> <p>(1) <u>第12条(1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に電気を供給できない場合にも、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></p> <p>(2)~(3) (省略)</p> <p>(4) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(6) <u>その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</u></p>
<p>第38条 設備の賠償</p> <p>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、<u>当該一般送配電事業者の定める託送約款等に準じて、修理可能の場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工事費との合計額について賠償していただきます。</u></p>	<p>第38条 設備の賠償</p> <p>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した<u>ことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</u></p>
<p><u>第46条 供給設備の工事費負担 (省略)</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p><u>第47条 計量器等の取付け (省略)</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>第46条 供給方法および施設</u></p> <p>(1) <u>当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u></p> <p>(2) <u>託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めることと</u></p>

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 令和5年4月1日実施

	<p><u>されている供給地点, 架空引込線の引込線取付点, 地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所, 計量器等の取付位置および通信設備等の施設場所については, 原則としてお客さまと当該一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>第47条 工事費等の負担金</u></p> <p><u>(1) 当社が, 当該一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより, お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金, 費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は, 当社は, 工事費等として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</u></p> <p><u>(2) 当該一般送配電事業者から, 工事完成後, 当該工事費等に係る工事負担金の精算を受けた場合は, 当社は, 工事費等をすみやかに精算するものといたします。</u></p> <p><u>(3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し, または取り付けることとされている設備等については, 原則としてお客さまの負担で施設し, または取り付けていただきます。</u></p> <p><u>(4) お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で, 当該一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより, 費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは, 当社は, 請求を受けた金額に相当する金額を工事費等としてお客さまから申し受けます。</u></p>